

ニューサンノー米軍センター

対象防衛関係施設の所在地	東京都港区	南麻布四丁目
対象防衛関係施設の区域	東京都港区	南麻布四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区	麻布十番二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、白金一丁目から六丁目まで、白金台一丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高輪一丁目、西麻布三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三田五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで並びに元麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
	東京都品川区	上大崎二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都目黒区	三田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都渋谷区	恵比寿一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに広尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# ニューサンノーマ軍センター周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域   
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。